

市第59号議案

横浜市道路占用料条例の一部改正

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

平成27年 9 月 8 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市道路占用料条例の一部を改正する条例

横浜市道路占用料条例（昭和32年 3 月横浜市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「延滞金」の次に「並びに法第39条の 2 第 5 項の条例で定める額」を加える。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（占用料の額の最低額）

第 4 条の 2 法第39条の 2 第 5 項の条例で定める額については、前条第 1 項本文及び第 6 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、前条第 1 項本文中「法第32条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第10条、第11条第 1 項若しくは第12条第 1 項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期

間の末日までの期間)。以下同じ。)に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等（法第39条の2第1項に規定する入札対象施設等をいう。）の種類その他の事項を勘案して市長が定める期間」と、第6条第1項中「占有者の申請により占有料の一部または全部を免除する」とあるのは「第4条の2において準用する第4条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占有料の額の最低額の下限の額を定める」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

道路占有者の選定に入札制度を導入するため、横浜市道路占有料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市道路占用料条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（趣旨）

第 1 条 道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 39 条の規定により徴収する道路の占用料の額及び徴収方法並びに当該占用料に係る延滞金並びに法第 39 条の 2 第 5 項の条例で定める額については、法律又はこれに基づく政令に別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（占用料の額の最低額）

第 4 条の 2 法第 39 条の 2 第 5 項の条例で定める額については、前条第 1 項本文及び第 6 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、前条第 1 項本文中「法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第 35 条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は同法第 21 条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間」とあるのは「入札対象施設等（法第 39 条の 2 第 1 項に規定する入札対象施設等をいう。）の種類その他の事項を勘案して市長が定める期間」と、第 6 条第 1 項中「占用者の申請により占用料の一部または

全部を免除する」とあるのは「第 4 条の 2 において準用する第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限の額を定める」と読み替えるものとする。